

宮前区地域福祉推進の取組

第2章

1 宮前区がめざす地域福祉

(1) 基本理念

基本理念

みんなで広げよう ご近助のわ ～「つながる」を育て、安心して暮らせるまちへ～

人は家族、友人、周りの人以外にも、社会生活を送るなかでいろいろな人と関わりを持って生きています。私たちは、お互いのちょっとした気遣いや見守りのなかで、支えたり、支えられながら暮らしています。

また、高齢者、障害者、子ども、子育て中の人など、すべての区民が住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けるためには、地域の生活課題を「他人事」ではなく「我が事」として捉えて行動することが大切です。

宮前区では、第6期計画の基本理念を「みんなでつくろう ご近助のわ ～ゆるやかにつながり 安心して暮らせる地域づくり～」として、子どもから高齢者までがゆるくつながり、身近なご近所同士が、日々の暮らしのなかで支え合い、助け合う地域をめざして取組を進めてきました。

第7期計画では、これまでの取組を継承し発展させながら、そのつながりを育て、みんなが主体的に行動することや、医療、看護、介護、福祉などの多様な主体との連携により、お互いに支え合い、助け合う地域づくりのさらなる発展をめざします。

取組の推進にあたっては、社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いやボランティアなど顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、介護保険や医療保険に代表されるお互いの支え合いを制度化した取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」を組み合わせ、基本目標、基本方針、重点的な取組、具体的な取組を設定し、毎年度の振り返りを行いながら着実に進めていきます。



(2) 基本目標

宮前区の現況や地域の課題を踏まえ、第7期計画では次の3つの基本目標を掲げて取組を進めます。

基本目標1

ご近助で 「つながる」 地域づくり

一人ひとりの健康づくり・いきがいづくりや、近隣の住民同士がつながり、支え合い、助け合うことができる地域づくりのためには、安心して参加できる活動・交流の場づくりが必要です。

公園体操など参加しやすい健康づくりの場、高齢者や地域の住民が集うサロン・カフェ、子育て世代や障害者の交流の場、地域の中で自分たちができることを考えるきっかけづくりなどの取組を区民、団体、事業者等の多様な主体と連携して進めます。

基本目標2

支援に 「つながる」 きっかけづくり

住民が必要な時に適切な福祉サービスやその情報を得られるように、様々な媒体を活用し、相談窓口、保健福祉サービス、地域の活動に関する情報などを積極的に発信することで支援につなげます。

また、高齢者、障害者、子どもなどの様々な相談に対する支援体制の充実を図るとともに、認知症サポーターや健康づくり、子育て支援ボランティアなど新たな担い手の育成、見守りの体制づくり、虐待への適切な対応を行います。

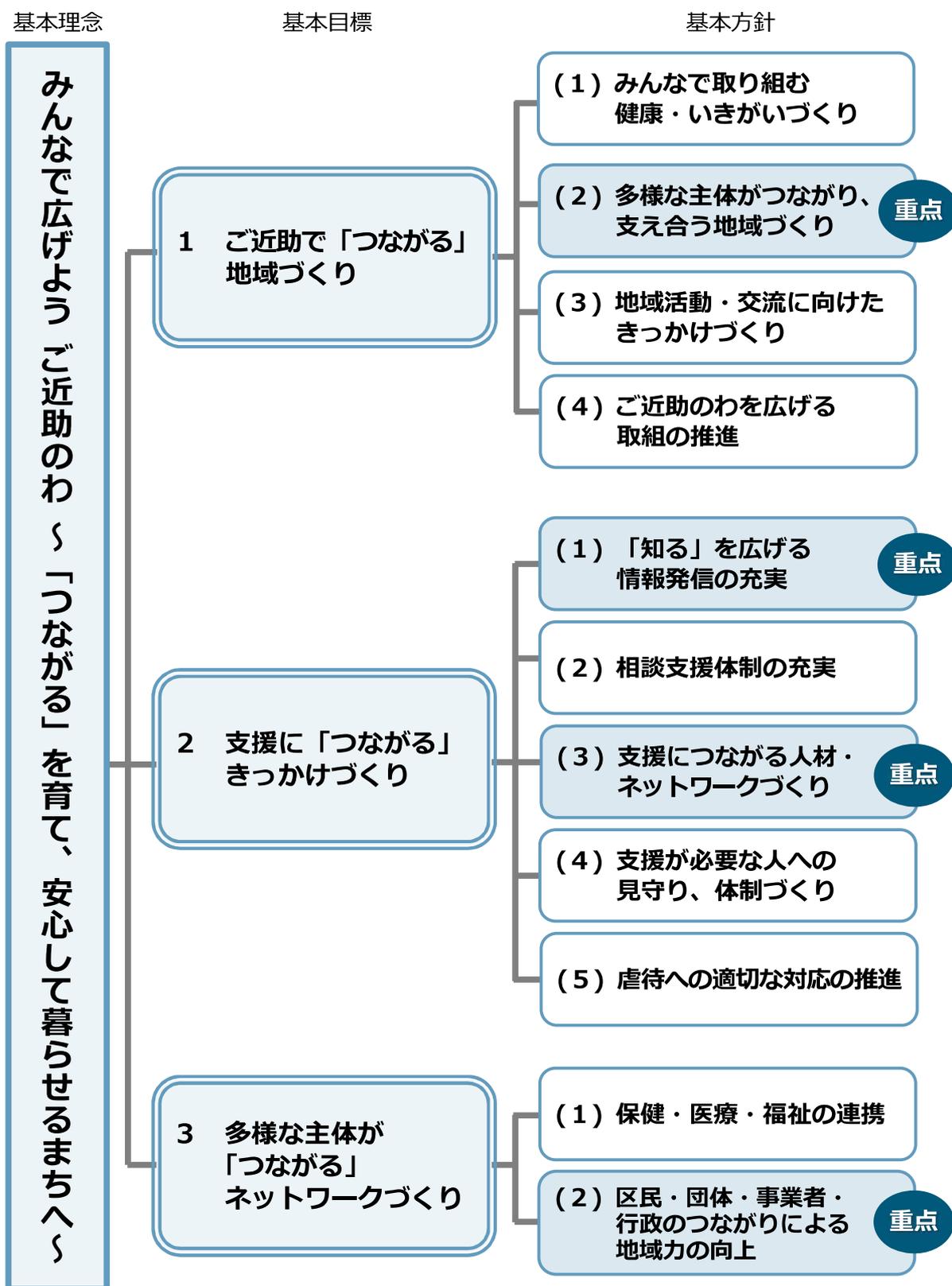
基本目標3

多様な主体が 「つながる」 ネットワーク づくり

認知症や障害者など支援を必要とする人・家族が安心して暮らし続けるために、保健・医療・福祉の分野の連携を進めます。

また、防犯、防災、教育等の多様な地域の課題に対して、区民・団体・事業者・行政等の連携を強化し、情報共有を図りながら一体となって課題の解決に取り組むネットワークを構築することで地域力の向上を図ります。

(3) 計画の骨子



(4) 事業体系一覧表

 第7期計画の重点項目（以降、同様のマークをつけています）

計画の理念	基本目標	基本方針	具体的な取組		掲載ページ
みんなで広げよう ご近助のわく「つながる」を育て、安心して暮らせるまちへ	1 ご近助で「つながる」地域づくり	(1) みんなで取り組む健康・いきがづくり	1	健康づくり・介護予防を進めます	83
			2	食育を進めます	83
		(2) 多様な主体がつながり、支え合う地域づくり 	3	子育てしやすい地域づくりや、子育て世帯のつながりづくりを進めます	83
			4	サロンやカフェなど、地域の居場所づくりを進めます	83
			5	区民の多様な活動を支援します	83
			6	区内の人や団体をつなぎ、支援します【新規】	83
		(3) 地域活動・交流に向けたきっかけづくり	7	子どもの健やかな成長につながる外遊びの場・多世代交流の場をつくります	84
			8	高齢者の仲間づくりを進めます	84
			9	精神障害者家族のつながり・学びの機会をつくります	84
			10	しあわせを呼ぶコンサートの開催を通じて、障害者との交流の場づくりを進めます	84
		(4) ご近助のわを広げる取組の推進	11	ご近助で支え合う地域づくりを進めます	84
	2 支援に「つながる」きっかけづくり	(1) 「知る」を広げる情報発信の充実 	12	地域のつながり・支え合いの大切さを伝え、理解と共感を広げます	85
			13	子育て情報を発信し、安心して子育てができるまちづくりを進めます	85
			14	高齢者が安心して生活していくための制度や知識の普及啓発を進めます	85
			15	防災意識の普及啓発により安心して暮らせるまちづくりを進めます	85
		(2) 相談支援体制の充実	16	妊娠・出産・育児に関する相談支援により親と子がすこやかに暮らせる環境づくりを進めます	86
			17	保育ニーズに応じた相談・支援を通じて、子どもの預け先を探す保護者に寄り添います	86
			18	ニーズに応じた相談・支援を通じて、高齢者・障害者に寄り添います	86
			19	ペットの飼養、ネズミや衛生害虫に関する相談に対応し、住環境を守ります	86

計画の理念	基本目標	基本方針	具体的な取組	掲載ページ	
みんなで広げよう ご近助のわ く「つながる」を育て、 安心して暮らせるまちへ	2 支援に「つながる」 きっかけづくり	(3) 支援につながる 人材・ネットワークづくり 	20 認知症サポーターを増やし、安心して暮らせる地域をつくり ます	87	
			21 認知症の方を支える支援ネットワークを作り、認知症の方を 地域で支える体制づくりを目指します【新規】	87	
			22 認知症等行方不明SOSネットワークで、安全を確保し家族 等を支えます	87	
			23 ボランティアを増やし、安心して子育てでき、高齢者が健康 で暮らせる地域をつくります	87	
		(4) 支援が必要な人へ の見守り、体制づく り	24 民間業者等と連携した「川崎市地域見守りネットワーク」に よる見守りを行います	88	
			25 育児不安を解消し、子育て支援活動参加のきっかけづくりを 進めます【拡充】	88	
			26 民生委員児童委員の協力により、高齢者等の見守りを行いま す	88	
			27 生活保護受給世帯の小・中学生に対し、学習支援への参加を 呼びかけます	88	
			28 災害時に必要な支援が受けられるよう、避難体制づくりを進 めます	88	
		(5) 虐待への適切な 対応の推進	29 育児不安や児童虐待の兆候を早期に把握し、連携して地域で の支援を進めます	89	
			30 高齢者・障害者虐待に関する相談等に連携して対応します	89	
		3 多様な主体が「つながる」 ネットワークづくり	(1) 保健・医療・福祉 の連携	31 障害者（児）が暮らしやすい地域づくりを連携して進めます	90
				32 認知症等の早期診断・早期対応に向けた支援体制をつくりま す	90
				33 多職種連携により医療・介護サービスを包括的に提供する 環境づくりに取り組みます	90
	(2) 区民・団体・事業 者・行政のつながりによる地域力の 向上 		34 地域福祉に関わる団体等が連携して、区民への互助意識の浸 透を図ります	91	
			35 高齢者が暮らしやすい地域づくりを連携して進めます	91	
			36 民生委員児童委員や保護司等の地域福祉活動への理解を広げ ます	91	
			37 地域防災に関わる団体等が連携して、地域防災力の強化を図 ります	91	
			38 安全・安心に関わる団体等の連携・協働により、安全・安心 のまちづくりの推進を図ります	91	
			39 小・中学校入学時など、新しい環境での学習や生活に適応し やすくするとともに、課題を持つ子どもたちへのきめ細かな 対応を行います	91	
40 社会福祉協議会と連携して、地域福祉の取組を進めます			91		

2 重点的な取組

1 多様な主体がつながり、支え合う地域づくり

基本目標 1
基本方針 (2)

子ども・子育ての相談や交流の場、多世代が集まるサロン・カフェなど、地域の居場所づくりの活動を支援し、地域住民・団体、民生委員児童委員、地域包括支援センター、区社会福祉協議会等の多様な主体がつながり、お互いに支え合う地域づくりを進めます。

また、地域住民・団体等の新たなつながりや多様な活動を支援していきます。

2 「知る」を広げる情報発信の充実

基本目標 2
基本方針 (1)

保健・医療・福祉サービスの情報や相談機関に関する情報を、必要な人がいつでも入手できるよう、様々な媒体や広報物を活用して情報提供していきます。

また、自分が住んでいる地域の情報や、地域住民・団体、町内会・自治会等の活動、地域包括ケアシステムに関する取組等の情報を発信することで、地域に関心を持ち、活動の参加のきっかけや地域のつながり、支え合いの大切さの理解へ広げていきます。

3 支援につながる人材・ネットワークづくり

基本目標 2
基本方針 (3)

認知症になっても安心して暮らし続けることができるよう、地域で支えるネットワークづくりを進めるとともに、認知症に関する普及啓発や認知症サポーターを養成していきます。

また、健康づくり、介護予防、子育て支援ボランティア等の地域福祉活動に関わる人材の育成を進めます。

4 区民・団体・事業者・行政のつながりによる地域力の向上

基本目標 3
基本方針 (2)

防犯、防災、教育、子育て、高齢者等に関する多様化・複雑化した課題に対応していくため、様々な主体が分野を越えてつながり、顔の見える関係づくりや情報共有を行いながらネットワークを構築し地域力の向上を図ります。

3 具体的な取組

基本目標 1 ご近助で「つながる」地域づくり

基本方針（1） みんなで取り組む健康・いきがづくり

身近な地域で、区民の誰もが気軽に参加できる活動が広がり、子どもから高齢者までいきいきとした生活を送ることができるよう、健康づくりや食育を進めます。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
1	健康づくり・介護予防を進めます	健康づくりに関する情報や、地域の健康づくり活動の場・イベント等についての情報を発信します。 また、出前講座の開催等を通じて公園における体操やサロンなど地域での自主的なグループの活動を広げ、健康づくり・介護予防を進めます。	公園体操など、健康づくり・介護予防を行う区民 地域包括支援センター	地域支援課
2	食育を進めます	地域の食育活動団体によるイベントや講習会等を通じて、食育の取組を推進します。	食育活動団体	地域支援課

基本方針（2） 多様な主体がつながり、支え合う地域づくり

子育てや高齢者に関わる団体やボランティアなど、地域福祉活動の担い手による活発な相互交流を進め、世代を問わず様々な人々が地域で活動し、支え合う地域づくりを進めます。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
3	子育てしやすい地域づくりや、子育て世帯のつながりづくりを進めます	子ども・子育て支援機関、団体の代表者、子育てグループ等が集まり、情報共有や子育て支援等に関する意見交換を行うことを通じて、子育てしやすい地域づくりを進めます。 また、地域の子育て世代のつながりづくりに向けた取組を行います。	子育てグループ 子育て関連団体 子ども・子育て支援機関	地域ケア推進課 地域支援課 保育所等・地域連携担当 生涯学習支援課
4	サロンやカフェなど、地域の居場所づくりを進めます	あらゆる世代が集う地域のサロン・カフェ等の運営者がつながり、情報共有を行うとともに、新たなサロン等の立ち上げを支援することなどを通じて、身近な地域で支え合う居場所づくりを進めます。	サロン・カフェ 区社会福祉協議会 地域包括支援センター	地域ケア推進課 地域支援課 向丘出張所 保育所等・地域連携担当
5	区民の多様な活動を支援します	団体への活動支援や活動情報の広報などを通じて、区民の多様な活動を地域に広げ、地域の課題解決につなげていきます。	地域で活動する団体	地域振興課
6	区内の人や団体をつなぎ、支援します【新規】	宮前区ソーシャルデザインセンター「みやまえBASE」を通じて、つながりや居場所の発見、地域課題の共有・解決等に向け、区内の人や団体をつなぎ、支援していきます。	地域住民 地域で活動する団体	企画課

基本方針（3） 地域活動・交流に向けたきっかけづくり

世代や障害の有無などを問わず、様々な人々が地域活動によって交流していくことができるように、安心して参加できる活動や交流の場をつくりまします。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
7	子どもの健やかな成長につながる外遊びの場・多世代交流の場をつくりまします	公園などを活用した「冒険遊び場」の活動を通じて、子どもの健やかな成長の場・小地域での多世代交流の場をつくりまします。	冒険遊び場運営団体	地域ケア推進課 道路公園センター
8	高齢者の仲間づくりを進めまします	地域の高齢者が主体的に集まる場としての老人クラブの活動を通じて、高齢者の仲間づくりやいきがづくりを進めまします。	老人クラブ	高齢・障害課
9	精神障害者家族のつながり・学びの機会をつくりまします	精神障害者家族の悩みごとや困りごとを共有し、家族を支援するため、病気への対応方法や社会資源、制度について学習する機会を提供しまします。	精神障害者家族 精神障害に関わる専門職 精神保健福祉連絡会	高齢・障害課
10	しあわせを呼ぶコンサートの開催を通じて、障害者との交流の場づくりを進めまします	障害者施設の利用者が出演するコンサートを開催することにより、障害者の自立支援・社会参画の機会とするとともに、音楽を通じて相互理解を深め、障害者との交流の場づくりを進めまします。	障害者施設利用者	地域振興課

基本方針（4） ご近助のわを広げる取組の推進

地域包括ケアシステムの実現に向けて、より多くの区民が地域福祉活動に関心を持ち、「ご近助」で支え合う地域づくりについて考える機会の提供や、地域福祉活動団体やボランティア活動への参加を促進し、ご近助で支え合う地域づくりを進めまします。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
11	ご近助で支え合う地域づくりを進めまします	それぞれの地域が抱える困りごとを住民が共有し、自分事として問題意識を持ち、連携して解決をめざすことを通じて、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる仕組み「地域包括ケアシステム」の基盤を強化しまします。 地域活動団体への講師派遣や地域包括ケアシステム推進に関する講演会等の開催、小・中学生を対象とした区役所等での職場体験学習、出前講座の開催などにより、地域包括ケアにおける地域のつながりの大切さを学ぶ機会や、地域の中で自分たちができていることを考えるきっかけづくりを行います。 また、宮前区オリジナル「だいすきメロコステ体操・ダンス」の活用により健康づくり・介護予防を進めるとともに、多世代交流をきっかけとしたご近助で支え合う地域づくりを進めまします。	公園体操など、健康づくり・介護予防を行う区民 地域で活動する団体 地域住民 区内の小中学校	地域ケア推進課 地域支援課 保育所等・地域連携担当 高齢・障害課

基本目標 2

支援に「つながる」きっかけづくり

基本方針（1）

「知る」を広げる情報発信の充実

重

地域のつながりや支え合いの大切さへの理解や共感を広げ、区民が安心して生活していくために必要な情報を適切に得られるよう、各種媒体を通じた情報発信を充実します。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
12	地域のつながり・支え合いの大切さを伝え、理解と共感を広げます	チラシ・リーフレット・ホームページ等を媒体とし、地域包括ケアシステムや地域福祉の目的・理念等について普及啓発を行うことを通じて、地域のつながり・支え合いの大切さへの理解と共感を広げます。 また、宮前区ご近所情報サイト「みやまえご近助さん」等により、地域でどのような活動が行われ、どのような人々が活動しているのかを知る機会をつくることで、地域とのつながりを広げるきっかけづくりを行います。	地域活動を行う団体 事業者 地域住民	地域ケア推進課 地域支援課 企画課 地域振興課 衛生課 向丘出張所 宮前図書館
13	子育て情報を発信し、安心して子育てができるまちづくりを進めます	みやまえ子育てガイド「とことこ」の発行、宮前区こども子育てホームページの充実、SNSやアプリの活用等により、子育て情報を広く地域へ発信し、安心して子育てができるまちづくりを進めます。	子育てグループ 子育て関連団体 子ども・子育て支援機関 事業者	地域ケア推進課 保育所等・地域連携担当
14	高齢者が安心して生活していくための制度や知識の普及啓発を進めます	高齢者が安心して生活していくために高齢者在宅生活支援サービスや成年後見制度等の利用促進、普及啓発を実施します。また、介護予防など高齢者への地域の理解を深める講座を通して、知識の普及啓発を図ります。	地域包括支援センター	高齢・障害課 地域支援課
15	防災意識の普及啓発により安心して暮らせるまちづくりを進めます	防災フェアや防災に関わるチラシ等を用いた普及啓発により、区民の防災意識の向上を図ります。		危機管理担当 地域ケア推進課 地域支援課 衛生課 高齢・障害課 道路公園センター

障害者相談支援センター

障害者相談支援センターは、基幹相談支援センターと地域相談支援センターがあり、区内には3か所の地域相談支援センターがあります。川崎市から委託を受けた法人が運営する公的な相談窓口で、障害のある人が安心して暮らすことができるよう、地域の関係機関と連携して相談を受け、支援を行っています（詳細は50ページ参照）。

障害のある人やその家族等の様々な困りごとや悩みごとなどを受けて、解決方法を一緒に考えたり、探したりするところです。障害種別や年齢に関わらず相談を受けていますので、お気軽に相談してください。

基本方針（2） 相談支援体制の充実

区民や地域が抱える様々な生活課題を把握し、その適切な解決に向けて、寄り添いながら相談を通じた不安や困りごとの軽減を図ります。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
16	妊娠・出産・育児に関する相談支援により親と子がすこやかに暮らせる環境づくりを進めます	妊娠中から出産、育児等に関する個別相談等を通じて、子ども・子育てに関する不安を軽減します。 また、主に乳幼児のいる家庭の地域での見守りや子育ての課題について関係機関等と連絡会を開催し情報共有を図ります。	主任児童委員 子育て関連団体	地域ケア推進課 地域支援課
17	保育ニーズに応じた相談・支援を通じて、子どもの預け先を探す保護者に寄り添います	子どもの預け先を探す保護者の一人ひとりに寄り添い、保育所入所相談を実施することを通じて、それぞれの保育ニーズに応じたきめ細やかな相談・支援を行います。	保育所等	児童家庭課
18	ニーズに応じた相談・支援を通じて、高齢者・障害者に寄り添います	高齢者・障害者に関する相談等について、相談内容等に応じた適切な機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。	地域包括支援センター 障害者相談支援センター	高齢・障害課
19	ペットの飼養、ネズミや衛生害虫に関する相談に対応し、住環境を守ります	地域で健康で快適な生活が送れるよう、ペットの飼養、ネズミや衛生害虫に関する区民からの相談に対応し、衛生的で健康的な住環境を確保します。	ペットを飼養する区民等 動物病院	衛生課

民生委員児童委員

民生委員児童委員は、民生委員法により住民の中から選ばれ厚生労働大臣に委嘱された非常勤の公務員です。給与は支給されず、ボランティアとして、地域住民の立場に立って、皆様の暮らしを支援する人です。すべての民生委員は、児童福祉法により児童委員を兼ねているため、「民生委員児童委員」と呼ばれ、子どもに関わる相談支援活動も行います。民生委員児童委員には守秘義務があります。地域の皆様から受けた相談内容の秘密を守ります。

● **どんな活動をしているの？**

高齢者・障害者・子育て中の家庭、生活困窮家庭など、生活のことで悩みを持っている方の気軽な相談窓口です。
必要な場合は、役所や関係機関とのパイプ役になります。

● **主任児童委員とは？**

児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員児童委員です。
地域担当の民生委員児童委員と学校や児童福祉関係機関との連絡調整を行います。

● **民生委員児童委員協議会（民児協）とは？**

民生委員児童委員、主任児童委員が地域ごとに協議会を構成しています。
宮前区には、8つの民生委員児童委員協議会があります。

基本方針（3）

支援につながる人材・ネットワークづくり



支援につながるきっかけが得やすくなるよう、地域で活動する人や地域福祉活動に関わる人など、地域活動の担い手となる人材の育成やネットワークづくりを進めます。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
20	認知症サポーターを増やし、安心して暮らせる地域をつくります	認知症地域支援推進員とともに「認知症サポーター養成講座」を小地域で開催するなど、認知症への理解・共感を広げ、認知症になっても安心して暮らせる地域をつくります。	認知症サポーター キャラバン・メイト	地域支援課
21	認知症の方を支える支援ネットワークを作り、認知症の方を地域で支える体制づくりを目指します【新規】	認知症カフェ・地域カフェ等の社会資源を把握するとともに、関係者・関係機関の人的資源を確立することで、チームオレンジ（認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った支援をつなげる仕組み）構築に向けたネットワークづくりを推進します。	認知症サポーター キャラバン・メイト 地域包括支援センター 地域活動を行う団体	地域ケア推進課 地域支援課
22	認知症等行方不明SOSネットワークで、安全を確保し家族等を支えます	行方不明の恐れのある高齢者等の登録を事前に行い、行方不明が発生した際に関係機関や近隣自治体に情報提供することで、高齢者等の安全を確保し、家族等を支えます。	認知症等行方不明SOS ネットワークに関わる 機関	高齢・障害課
23	ボランティアを増やし、安心して子育てでき、高齢者が健康で暮らせる地域をつくります	子育て支援や、健康づくり・介護予防等に資するボランティアを養成し、保健・福祉活動への参加を促し、安心して子育てでき、高齢者が健康で暮らせる地域をつくります。	食生活改善推進員 運動普及推進員 すくすく子育てボラン ティア	地域支援課

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、65歳以上の方やご家族、地域の方が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、市から委託を受けた公的な相談窓口です。区内には7か所あり、担当地域をわけて運営しています。地域で暮らす高齢者の方をさまざまな面から総合的に支えるために設けられました。

社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師等の専門職がみなさんの生活をサポートしますので、お気軽にご相談下さい（詳細は50ページ参照）。

基本方針（4） 支援が必要な人への見守り、体制づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、関係機関等と連携し、支援が必要な人への見守り、支え合いを進めます。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
24	民間業者等と連携した「川崎市地域見守りネットワーク」による見守りを行います	住み慣れた地域で安心して生活できるよう、民間業者等との連携による見守りを行い、異変が生じた状態や何らかの支援を必要としている人等を早期に発見して、必要な支援につなげます。	協力事業所 (LPガス協会、新聞販売店、生活協同組合等)	地域ケア推進課 地域支援課 児童家庭課 高齢・障害課 保護課
25	育児不安を解消し、子育て支援活動参加のきっかけづくりを進めます【拡充】	区内の保育所と連携し、保育士等の専門職による講座や子育ての先輩の体験談を聞き、相談できるセミナーを開催することを通じて、育児不安・孤立感などの解消と育児力の向上に向けた体制づくりを進めるとともに、子育て支援活動参加へのきっかけづくりを進めます。	子育てグループ 保育所等 保育・子育て総合支援センター	保育所等・地域連携担当
26	民生委員児童委員の協力により、高齢者等の見守りを行います	ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、民生委員児童委員の協力により、ひとり暮らし等の高齢者世帯を訪問調査し、地域での高齢者の見守りを行います。	民生委員児童委員	高齢・障害課
27	生活保護受給世帯の小・中学生に対し、学習支援への参加を呼びかけます	貧困の連鎖を防止できるよう、生活保護受給世帯の小・中学生に学校以外の学習の機会や居場所を提供し、進学を支援する学習支援事業を積極的に案内し、参加を呼びかけます。	学習支援を行う事業者等	保護課
28	災害時に必要な支援が受けられるよう、避難体制づくりを進めます	災害時に高齢者や障害者等の安全確保や円滑な避難を支援する災害時要援護者避難支援制度の運用や、二次避難所の開設・運営等による災害時援護体制の整備などにより、災害時に必要な支援が受けられるよう、避難体制づくりを進めます。	地域の支援組織 (町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員)	危機管理担当 高齢・障害課

保育・子育て総合支援センター

保育・子育て総合支援センターは、保育所、地域子育て支援センター、保育総合支援担当が一体となった施設で、宮前区では令和5（2023）年10月に開設しました。

センターには、保育士・看護師・栄養士など、子どもに関する専門職を配置し、子育て家庭への支援や保育関係施設との連携・人材育成など「地域の子育て支援拠点」として、子育てと保育を総合的に支援します。また、子育てに関する交流拠点として、地域の方にも気軽にご利用いただけます。



宮前区保育・子育て総合支援センター

基本方針（5）

虐待への適切な対応の推進

子ども、高齢者、障害者に対する虐待の予防、早期発見、早期対応を図り、関係機関と連携して適切に対応します。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
29	育児不安や児童虐待の兆候を早期に把握し、連携して地域での支援を進めます	要保護児童対策地域協議会の各種会議を通じて、子育て支援機関・団体・児童福祉従事者等と考え方を共有し連携を強化することにより、育児不安や児童虐待につながる兆候を早期に把握し、地域での継続した支援を進めます。	子育て関連団体 子ども・子育て支援機関 事業者	地域支援課
30	高齢者・障害者虐待に関する相談等に連携して対応します	高齢者・障害者虐待に関する相談・通報内容に応じて、適切な機関と連携、対応を図ります。	地域包括支援センター 介護支援専門員 介護サービス事業所 障害者相談支援センター	高齢・障害課

保護司

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の公務員です。
宮前区保護司会は保護司法に基づいて、昭和 57（1982）年に発足し活動しています。

保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とし、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、犯罪や非行をした人が社会に復帰したときにスムーズに社会生活を営めるよう、相談に応じるなど、様々な面からの支援や啓発活動を行っています。

基本目標 3 多様な主体が「つながる」ネットワークづくり

基本方針（1） 保健・医療・福祉の連携

認知症、障害者、医療・介護を必要とする方が地域で安心して暮らし続けることができるよう、保健・医療・福祉分野での協働・連携を進めます。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
31	障害者（児）が暮らしやすい地域づくりを連携して進めます	障害者（児）が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域自立支援協議会を通じて、相談支援の充実や障害に対する理解を深める普及啓発を図ります。また、障害者（児）を取り巻く様々な課題を共有しながら、障害の有無に関わらず誰もが暮らしやすい地域づくりを進めます。	地域自立支援協議会 障害者相談支援センター	高齢・障害課
32	認知症等の早期診断・早期対応に向けた支援体制をつくります	支援チーム員が自宅を訪問し、アセスメント、家族支援までの初期の支援を集中的に行い、症状に応じた助言や支援等をする体制をつくります。	認知症疾患医療センター 地域包括支援センター 訪問看護ステーション 川崎市介護支援専門員連絡会	高齢・障害課 地域支援課
33	多職種連携により医療・介護サービスを包括的に提供する環境づくりに取り組みます	医師、看護師、介護支援専門員など多職種間での連携により、安心して在宅で介護・福祉等一体となったケアが受けられる環境づくりに取り組むとともに、在宅介護等に関する様々な情報を、区民に向けて発信します。	地域包括支援センター 介護支援専門員連絡会 医師会等保健・福祉・医療関係団体	地域ケア推進課 高齢・障害課

宮前区地域自立支援協議会

障害のある人が暮らしやすい地域となることを目指して活動しており、川崎市では、市単位で市協議会、区ごとに区協議会を設置しています。

- ・ 区協議会では、個別の相談支援における問題から、地域の問題を抽出し、地域課題を設定します。区レベルで対応する課題の解決に向けた取組を行います。
- ・ 市協議会は、市協議会と区協議会を含めた全外の方角性、取り決め等を協議します。

基本方針（2）

区民・団体・事業者・行政のつながりによる地域力の向上

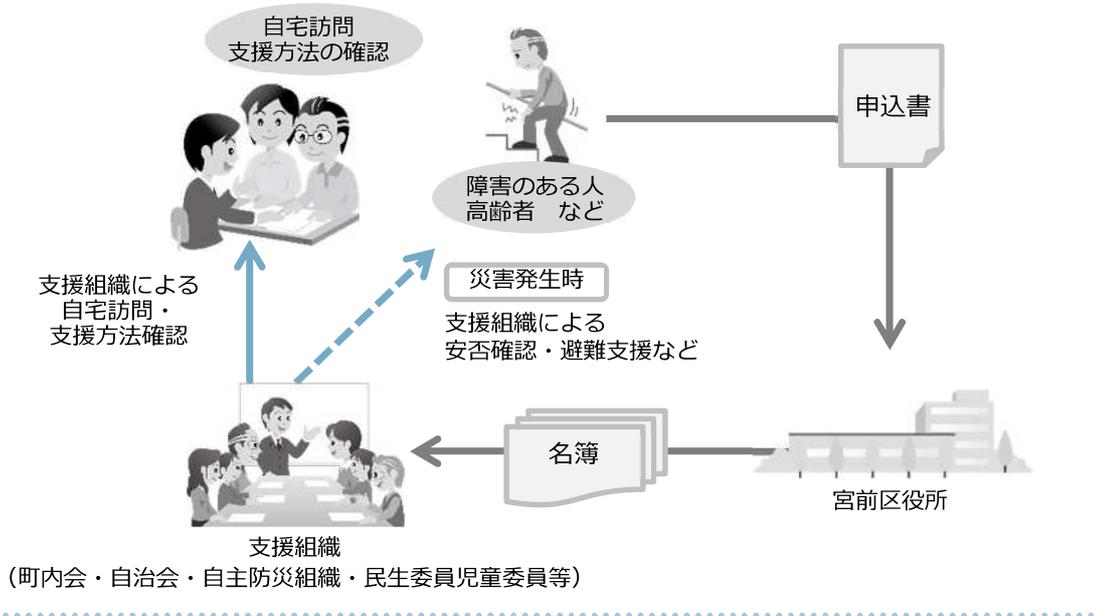
重

町内会・自治会などの地縁組織や民生委員児童委員、民間事業者等の地域における多様な主体との協働・連携により、地域力の向上に取り組みます。

	取組	内容	主に関わる 区民・団体・機関等	関係課
34	地域福祉に関わる団体等が連携して、区民への互助意識の浸透を図ります	宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議を開催し、宮前区地域福祉計画の策定、進捗管理等を行うとともに、関係団体等との連携を強化することを通じて、区民への互助意識を浸透させ、地域包括ケアシステムの区民への普及啓発を進めます。	学識経験者 保健・医療・福祉・子ども関係団体 市民団体 ボランティア組織 社会奉仕団体 社会福祉当事者組織 事業者 区PTA協議会	地域ケア推進課
35	高齢者が暮らしやすい地域づくりを連携して進めます	地域ケア会議や地区活動を通じて、高齢者を取り巻く様々な課題を共有しながら、地域づくりのためのネットワークを構築し、地域包括支援センターと連携して、高齢者が暮らしやすい地域づくりを進めます。	地域包括支援センター 民生委員・児童委員 町内会・自治会	地域支援課 高齢・障害課
36	民生委員児童委員や保護司等の地域福祉活動への理解を広げます	地域福祉の重要な担い手である民生委員児童委員や保護司等の取組について、広く区民に周知することを通じて活動への理解を広げます。	民生委員児童委員 保護司 更生保護関係団体	地域ケア推進課
37	地域防災に関わる団体等が連携して、地域防災力の強化を図ります	大規模な災害等に備え、区民・事業者・関係団体・行政等で構成される宮前区地域防災連絡会議等において、必要な対応策の協議・検討や防災・減災に関する情報の収集・共有を進め、地域防災力の強化を図ります。	町内会・自治会 自主防災組織 事業者 区PTA協議会	危機管理担当 地域ケア推進課 地域支援課 衛生課 高齢・障害課 道路公園センター
38	安全・安心に関わる団体等の連携・協働により、安全・安心のまちづくりの推進を図ります	区民、事業者、地域団体、行政機関等で構成される、宮前区安全・安心まちづくり協議会等における、安全・安心に関する情報共有や連携・協働により、防犯、防火、交通安全、防災、身近な環境整備などの区内の安全・安心のまちづくりの推進を図ります。	町内会・自治会 宮前防犯協会 宮前防犯連絡協議会 宮前交通安全協会 宮前安全運転管理者会 区交通安全母の会 宮前消防団	危機管理担当 地域ケア推進課
39	小・中学校入学時など、新しい環境での学習や生活に適応しやすくするとともに、課題を持つ子どもたちへのきめ細かな対応を行います	区内にある幼稚園、保育所及び小・中学校が相互の役割を理解し、発達の連続性を踏まえた子どもの育ちを意識して情報共有を進め、連携を強化し、保護者への情報提供を行うなど、新しい環境での学習や生活に適応しやすくするとともに、不登校などの課題を持つ子どもたちへの包括的な子ども支援を進めます。	幼稚園 保育所 小(中)学校 事業者	保育所等・地域連携担当 学校・地域連携担当
40	社会福祉協議会と連携して、地域福祉の取組を進めます	地域課題を共有し、社会福祉協議会が策定する「川崎市（宮前区）地域福祉活動計画」と補強・補完し合いながら、社会福祉協議会と区役所が連携して、地域福祉の取組を進めます。	社会福祉協議会	地域ケア推進課 地域支援課

災害時要援護者避難支援制度

災害時に自力又は家族等の支援のみでは避難が困難で、避難支援を受けるために、支援組織への個人情報の提供について同意し、かつ、在宅で生活している高齢者や障害者などを対象に安否確認・避難支援等を行います。

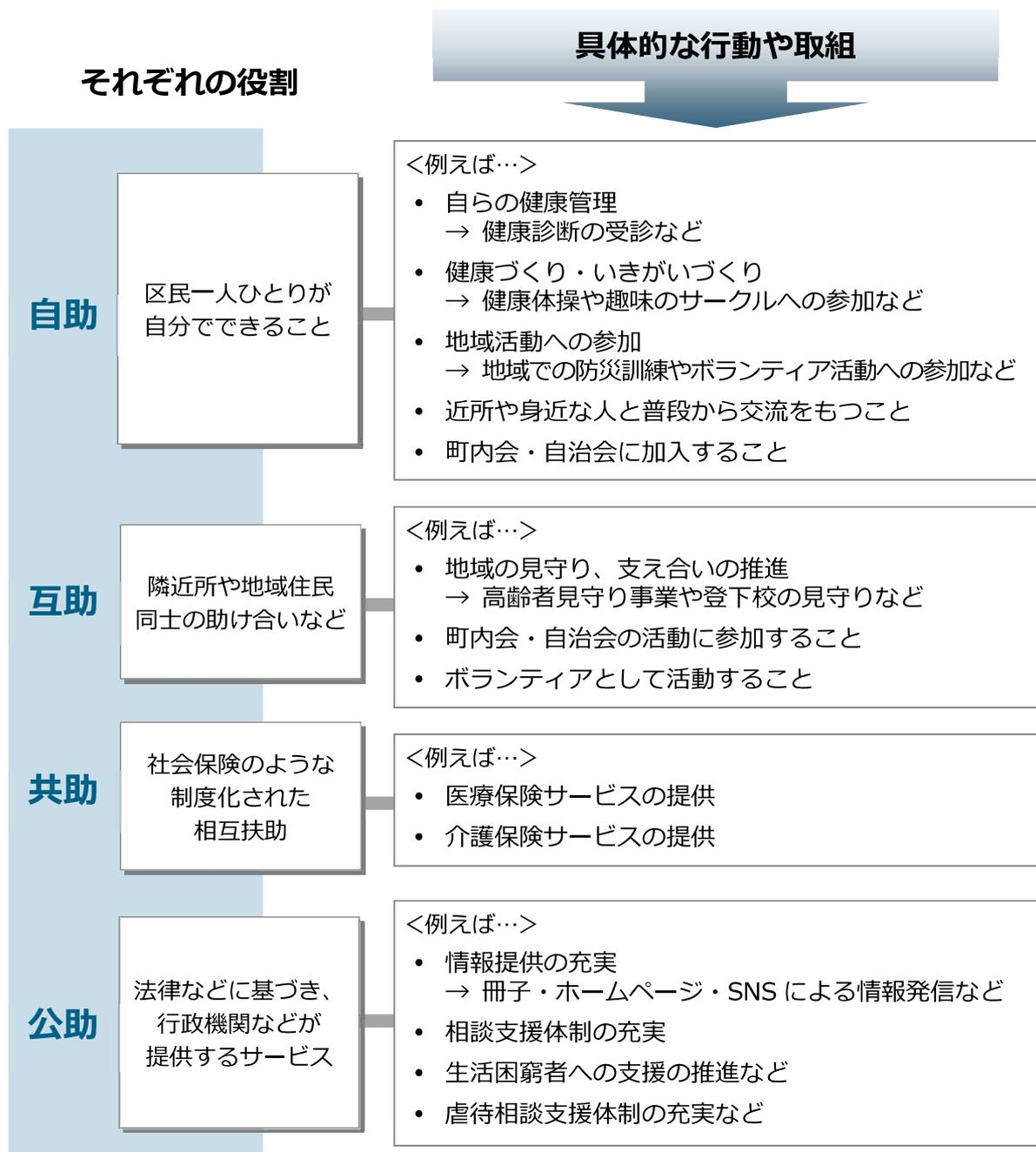


第7期計画の推進体制

第3章

1 計画の進め方

地域課題の解決や、計画の理念の実現に向けては、一人ひとりの力だけでは限りがあります。区民、地域活動団体、関係機関、行政などがそれぞれの役割の中で力を合わせる関係をつくり、一人ひとりの取組や身近な地域での助け合い、地域活動や公的サービスなどを組み合わせて地域課題の解決に向けて取り組んでいきます。



2 計画の進行管理

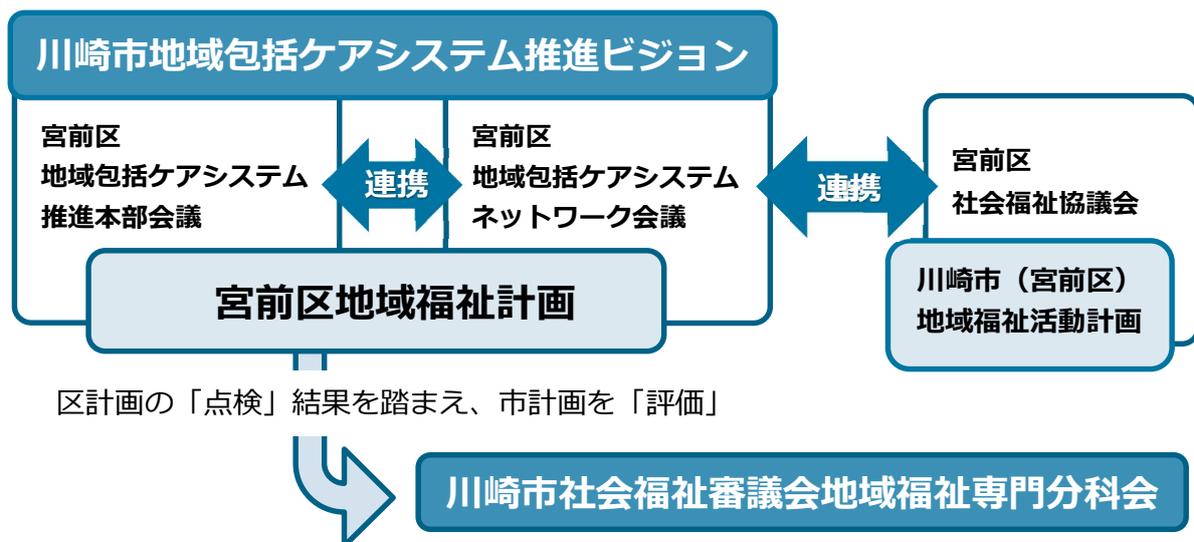
本計画の進行管理については、学識経験者及び関係団体の代表者等で構成する「宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議」において取組の実施状況を振り返り、次年度に向けての課題・展開、事業内容の見直しなどについて検討することを通じて、区計画の実施状況の「点検・見直し」を行います。

また、庁内の「宮前区地域包括ケアシステム推進本部会議」において、区民・関係団体・事業者等が実施した個々の取組の実施状況を確認します。

この2つの会議は連携しながら、PDCAサイクルにより宮前区地域福祉計画を推進していきます。

さらに、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において、各区の「点検」結果を踏まえて川崎市地域福祉計画の「評価」を行うことにより、継続的な進行管理を行い、次期計画につなげていきます。

【第7期計画の推進体制】



【PDCA サイクル】



資料編

1 第7期宮前区地域福祉計画策定の経過

年	月日	議事等
令和5年	6月23日	第1回宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議 (1) 宮前区地域福祉計画について ・第6期計画実施状況及び評価 ・区の現況及び課題抽出 ・第7期計画策定に向けた基本的な方向性 (2) 令和5年度地域包括ケアシステムネットワーク会議について
	7月12日	第1回宮前区地域包括ケアシステム推進本部会議 (1) 宮前区地域福祉計画について (2) 地域包括ケアシステム推進に向けた取組について
	7月21日	第2回宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議 宮前区地域福祉計画について ・第7期計画の目次案及び骨子案 ・第7期計画の重点的な取組案及び具体的な取組案
	9月22日	第3回宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議 宮前区地域福祉計画について ・第7期計画素案
	10月4日	第2回宮前区地域包括ケアシステム推進本部会議 第7期宮前区地域福祉計画について ・第7期計画素案
	12月1日 ～ 1月22日	パブリックコメント
令和6年	1月14日	高齢・障害・地域福祉計画説明会 ・第7期川崎市・各区地域福祉計画 ・第9期かわさきいきいき長寿プラン ・第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版
	3月1日	第4回宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議 (1) 第7期宮前区地域福祉計画について ・意見募集の結果について ・第7期計画最終案 (2) 地域包括ケアシステムの推進に向けた取組について
	3月13日	第3回宮前区地域包括ケアシステム推進本部会議 (1) 第7期宮前区地域福祉計画について (2) 地域包括ケアシステムの推進に向けた取組について

2 川崎市宮前区地域包括ケアシステムネットワーク 会議開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域包括ケアシステム及び宮前区地域福祉計画の推進等にあたり、有識者等からの専門的な意見の聴取等を目的とする宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）の開催について、必要な基本事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 区長は、前条の趣旨を遂行するため、次の各号に掲げる事項について、ネットワーク会議の委員に意見を求めるもののほか、区民への普及啓発及びその他必要と認める事項について、ネットワーク会議の委員と連携し推進するものとする。

- (1) 宮前区地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 宮前区地域福祉計画の進捗状況の管理及び評価に関すること。
- (3) 宮前区社会福祉協議会地域福祉活動計画との連携に関すること。
- (4) 地域包括ケアシステムの取組方法、体制づくりに関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議が必要と認める事項

(委員)

第3条 ネットワーク会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療・福祉・子ども関係団体の代表
- (3) 市民団体の代表
- (4) ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表
- (5) 社会福祉当事者組織及び団体の代表
- (6) その他区長が特に認めた者

(会議の運営)

第4条 ネットワーク会議は、宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長（以下「所長」という。）が招集する。

- 2 ネットワーク会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 ネットワーク会議において、第2条の規定による目的を達成するため検討する事項は、委員相互の意見を尊重し、所長がこれを調整する。

(開催期間)

第5条 ネットワーク会議の開催期間は、各年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）、必要に応じて開催することとする。

(庶務)

第6条 ネットワーク会議の庶務は、宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
(宮前区保健福祉のまちづくり推進会議設置要綱の廃止)
- 2 宮前区保健福祉のまちづくり推進会議設置要綱(17川宮地保第64号区長専決)は、
廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定中第6号を削り、第7号を第6号とする部分は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

3 宮前区地域包括ケアシステムネットワーク 会議委員名簿

(順不同 敬称略)

	氏名	所属団体等
1	小平 隆雄	田園調布学園大学
2	本橋 隆子	聖マリアンナ医科大学
3	行形 毅	宮前区医師会
4	江木 幸代	宮前区社会福祉協議会
5	宮下 大志	宮前区PTA協議会
6	川田 和子	宮前区全町内・自治会連合会
7	中尾 智子	宮前区地域包括支援センター連絡会議
8	西坂 恵里	宮前区地域自立支援協議会
9	山本 良子	宮前区民生委員児童委員協議会
10	長原 祐美	株式会社東急ストア

4 第6回川崎市地域福祉実態調査報告（抜粋）

（1）調査の目的

本調査は、市民の地域福祉に関する意識を多面的に調査することにより、地域における生活課題を明らかにし、『第7期川崎市地域福祉計画』の策定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

（2）調査の種類

本調査は、次の2種類の調査を実施した。

- ①地域の生活課題に関する調査（個人）
- ②地域福祉活動に関する調査（団体）

●第6回川崎市地域福祉実態調査について



【WebサイトURL】

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000151836.html>

（3）調査の設計

2種類の調査は、以下のように設計した。

調査種別	項目	内容
①地域の生活課題に関する調査	対象者数	18歳以上の男女7,000人（各区1,000人を基本）
	抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
	調査方法	郵送配布・郵送回収（礼状形式の督促1回実施）
	調査時期	令和4（2022）年11月18日～12月16日
②地域福祉活動に関する調査	対象者数	市内で地域福祉活動を行う団体等503団体
	抽出方法	町内会・自治会、地区社会福祉協議会、区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、本市の高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉団体
	調査方法	郵送配布・郵送回収（礼状形式の督促1回実施）
	調査時期	令和4（2022）年11月18日～12月16日

（4）調査内容

調査種別ごとの調査内容は、以下のとおりである。

調査種別	内容
①地域の生活課題に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・『川崎市地域福祉計画』について ・居住地域について ・地域活動やボランティア活動について ・保健・福祉に関することについて ・防災に対する意識と備えについて ・今後の地域福祉の推進について
②地域福祉活動に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の概要 ・団体の活動状況と今後の展開について ・『川崎市地域福祉計画』について ・団体が活動等を行う地域について ・防災に対する意識と備えについて ・保健・福祉に関することについて ・今後の地域福祉の推進について

(5) 回収結果

回収結果は以下のとおりである。

調査種別	配布数 (人)	回収数 (人)	回収率
①地域の生活課題に関する調査	7,000	2,450	35.0%
②地域福祉活動に関する調査	503	325	64.6%
合計	7,503	2,775	37.0%

区別回収結果 (地域の生活課題に関する調査)

区名	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	不明	全市
配布数 (人)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	—	7,000
有効回収数 (人)	303	363	346	341	359	332	371	35	2,450
有効回収率	30.3%	36.3%	34.6%	34.1%	35.9%	33.2%	37.1%	—	35.0%
(参考) 第5回回収率	30.9%	33.9%	35.0%	32.6%	35.9%	35.0%	40.9%	—	35.3%

(6) その他

- (1) 回答者数とは、基数となる実数のことである。
- (2) 回答は回答者数を 100%として百分率で算出してある。小数点以下第2位を四捨五入しているため、百分率の合計が全体を示す数値と一致しないことがある。
- (3) 複数回答ができる質問では、回答比率の合計が 100%を超える。

① 地域の生活課題に関する調査（区民が対象：一部抜粋）

問13 あなたは、「近所」の範囲を、どの程度だとお考えですか。（○は1つだけ）

○宮前区では、「向こう三軒両隣程度」の割合が25.6%で市全体（24.2%）を上回っている。

近所の範囲

単位：%

区分	回答者数（人）	両隣	向こう三軒両隣程度	同じ集合住宅（アパート、マンションなど）	m以内程度（およそ100m）	歩いて5分（およそ100m）以内程度	歩いて10分（およそ200m）以内程度	その他	無回答
川崎市	2,450	5.8	24.2	18.3	33.7	13.1	2.7	2.2	
宮前区	359	4.7	25.6	20.1	29.5	16.2	2.5	1.4	

問14 あなたは、ふだんご近所の方とどの程度のつきあいをしていますか。（○は1つだけ）

○宮前区では、「あいさつをする程度」の割合が52.9%で市全体（45.3%）を上回っている。

日頃の近所つきあいの程度

単位：%

区分	回答者数（人）	家族のようにつきあっている	子どもを含めて、親しく話をする	電話、メールなども含めて、親しく話をする	ときどき話をする程度	あいさつをする程度	ほとんどつきあいが無い	その他	無回答
川崎市	2,450	1.5	6.8	26.9	45.3	16.9	0.7	2.0	
宮前区	359	1.7	6.4	24.0	52.9	13.6	0.3	1.1	

問15 あなたは、近所つきあいや地域住民同士の交流について、どの程度必要だとお考えですか。

（○は1つだけ）

○宮前区では、「困った時は当然助け合うべきだが、日ごろの交流は面倒なのであまりしたくない」の割合が44.8%で市全体（40.5%）を上回っている。

近所つきあいや地域住民同士の交流の必要性の程度

単位：%

区分	回答者数（人）	困った時は当然助け合うべきだが、日ごろの交流は面倒なのであまりしたくない	いざという時に助け合いたいので、多少面倒でもふだんから交流しておいた方がよい	地域で助け合うことは大切であり、そのためにもふだんからの交流は必要だ	困った時は当然助け合うべきだが、日ごろの交流は面倒なのであまりしたくない	地域での助け合いは必要だと思わないが、地域で交流すること自体は大切だ	地域との交流より、気の合った仲間やグループで交流し、その中で助け合えばよい	困った時は行政などが支援すべきで、地域での助け合いや日ごろの交流は必要ない	その他	無回答
川崎市	2,450	20.8	23.1	40.5	1.9	3.7	4.5	2.3	3.2	
宮前区	359	18.4	26.5	44.8	2.2	1.9	3.6	0.8	1.7	

問17 あなたは、助けあいをすることができる「地域」の範囲を、どの程度だとお考えですか。
(○は1つだけ)

○宮前区では、「隣近所程度」の割合が36.2%で市全体（32.9%）を上回っている。

助け合いをすることができる「地域」の範囲

単位：%

区 分	回答者数 (人)	隣近所程度	町内会・自治会程度	小学校区程度	中学校区程度	お住まいの区内程度	川崎市内程度	それ以上	その他	無回答
川崎市	2,450	32.9	43.2	8.5	1.8	5.9	1.5	0.9	1.8	3.3
宮前区	359	36.2	40.1	8.1	1.9	5.6	1.4	1.4	2.2	3.1

問18 あなたは、その「地域」での生活において、いま何が問題だと感じていますか。(あてはまるものすべてに○)

○宮前区では、「高齢者に関する問題（介護、権利擁護、生きがいづくり、見守りなど）」の割合が33.4%で最も高く、次いで「特に問題だと感じていることはない」（31.8%）、「地域防犯・防災に関する問題（交通安全、子どもの見守り、火の用心、防災訓練など）」（25.1%）となっている。

「地域」において、問題だと感じていること（複数回答）

単位：%

区 分	回答者数 (人)	健康づくりに関する問題（ストレス、食育、生活習慣病など）	高齢者に関する問題（介護、権利擁護、生きがいづくり、見守りなど）	障害児・者に関する問題（地域生活支援、権利擁護、活動支援、障害に対する理解など）	子どもに関する問題（育児不安、児童虐待、ヤングケアラー、子育て支援、教育、しつけ、遊び場づくりなど）	地域防犯・防災に関する問題（交通安全、子どもの見守り、火の用心、防災訓練など）	地域のつながりに関する問題（近所づきあい、新型コロナウイルスなど新興感染症による対面での交流、人と人との関係が希薄など）	無回答
川崎市	2,450	9.3	30.8	10.1	22.8	31.0	19.9	
宮前区	359	9.2	33.4	9.7	20.1	25.1	20.3	
区 分	家庭不安や心配ごとを誰にも相談できない人がいるという問題	適切な情報が得られない、あることを知らない人がいるという問題	地域活動や団体活動を行う拠点や場所がない（足りない）という問題	地域での活動・資源に関する問題（買い物、移動、食事など）	その他	特に問題だと感じていることはない	無回答	
川崎市	10.0	16.3	5.9	6.7	3.3	29.1	4.2	
宮前区	8.6	14.5	6.1	5.3	1.9	31.8	2.8	

問19 あなたは、家庭生活の中で次のような不安を感じたことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

○宮前区では、「身の回りのことが、いつまで自分でできるかわからない」の割合が42.1%で最も高く、次いで「介護が必要な家族を家庭で介護できる自信がない」(28.7%)、「経済的に生活できるか不安である」(28.1%)となっている。

家庭生活の中で感じる不安(複数回答)

単位：%

区 分	回答者数(人)	身の回りのことが、いつまで自分でできるかわからない	介護が必要な家族を家庭で介護できる自信がない	経済的に生活できるか不安である	病気になるたときに頼れる人が身近にいない	子育てがうまくできるか不安である	その他	無回答
川崎市	2,450	40.4	28.0	30.4	16.0	10.2	8.7	15.3
宮前区	359	42.1	28.7	28.1	16.4	9.7	8.6	12.3

問24 あなたが、もし高齢や病気、事故などで日常生活が不自由になったとき、地域の人たちにどんな手助けをしてほしいですか。(○は3つまで)

○宮前区では、手助けをしてほしいことについては「安否確認の見守り・声かけ」の割合が43.7%で最も高く、「災害時の手助け」(37.3%)、「炊事・洗濯・掃除などの家事」(28.4%)となっている。

地域の人たちに手助けをしてほしいこと(3つまで回答)

単位：%

区 分	回答者数(人)	安否確認の見守り・声かけ	趣味など世間話の相手	子育て・介護などの相談相手	炊事・洗濯・掃除などの家事	草むしり、冷蔵庫内の整理	ちょっとした買物	子どもの預かり
川崎市	2,450	43.2	7.1	7.2	28.3	1.8	24.9	5.5
宮前区	359	43.7	5.6	7.2	28.4	0.6	27.6	3.9
区 分	外出の付き添い	災害時の手助け	ごみ出し・雨戸の開け閉め	電球交換や簡単な大工仕事	その他	特になし	無回答	
川崎市	10.2	35.4	8.7	2.9	2.0	13.1	7.2	
宮前区	8.4	37.3	8.9	3.1	2.2	11.7	7.5	

問25 地域の高齢者や障害者、子育て家庭などが安心して暮らすことができるよう、地域の支え合いとして、あなたご自身ができることは何ですか。(○は3つまで)

○自身ができることについては「安否確認の見守り・声かけ」の割合が56.8%で最も高く、次いで「災害時の手助け」(33.1%)、「ちょっとした買物」(28.4%)となっている。

地域の人たちに回答者自身ができること(3つまで回答)

単位：%

区分	回答者数(人)	安否確認の見守り・声かけ	趣味など世間話の相手	子育て・介護などの相談相手	炊事・洗濯・掃除などの家事	草むしり、冷蔵庫内の整理	ちょっとした買物	子どもの預かり
川崎市	2,450	54.3	15.6	8.0	6.4	2.7	28.9	5.7
宮前区	359	56.8	14.8	6.4	7.5	3.1	28.4	5.0
区分	外出の付き添い	災害時の手助け	ゴミ出し・雨戸の開け閉め	電球交換や簡単な大工仕事	その他	特にない	無回答	
川崎市	7.5	31.6	11.2	5.5	1.8	12.0	9.5	
宮前区	5.0	33.1	12.8	4.5	1.1	12.5	8.6	

問27 人生の最終段階における医療について、意思表示の書面や家族での話し合いが必要だと思えますか。(○は1つだけ)

○宮前区では、「意思表示の書面は必要であるが、まだ作成していない」の割合が53.5%で最も高く、次いで「意思表示の書面は必要ないが、家族で話し合う必要はある」(20.9%)、「意思表示の書面は作成していないが、家族で話し合っている」(11.1%)となっている。

終末期における意思表示の書面や家族での話し合い

単位：%

区分	回答者数(人)	意思表示の書面は必要であり、すでに作成している	意思表示の書面は必要であるが、まだ作成していない	意思表示の書面は作成していないが、家族で話し合っている	意思表示の書面は必要ないが、家族で話し合う必要はある	意思表示の書面は必要ないし、家族で話し合う必要もない	すべて家族にまかせるので必要ない	すべて医療者や病院にまかせるので必要ない	その他	無回答
川崎市	2,450	3.5	51.8	11.4	21.7	0.9	4.6	2.3	1.9	1.9
宮前区	359	3.6	53.5	11.1	20.9	0.8	5.3	1.4	1.4	1.9

問28 社会的不安や孤独・孤立の問題に対応していくために、地域での見守りの取組として、有効だと思う取組はありますか。(○は5つまで)

○宮前区では、「地域住民による見守り訪問、声かけ運動、友愛訪問などの取組」の割合が44.3%で最も高く、次いで「電気、ガス、水道の検針や新聞や牛乳配達を活用した見守りの取組」(37.3%)、「ごみ収集(ごみ出しが困難な高齢者等への支援や声かけ)による確認」(30.9%)となっている。

孤独・孤立への問題対応の有効な取組(5つまで回答)

単位：%

区分	回答者数(人)	地域住民による見守り訪問、声かけ運動、友愛訪問などの取組	電気、ガス、水道の検針や新聞や牛乳配達を活用した見守りの取組	民生委員児童委員による見守りの取組	ごみ収集(ごみ出しが困難な高齢者等への支援や声かけ)による確認	定期的な電話や傾聴等の話し相手	地域交流を深める取組	会食会、コミュニケーション・カフェ、サロンなどを催し、地域交流を深める取組	地域包括支援センター等による生活実態の把握
川崎市	2,450	45.7	37.0	25.7	27.7	16.4	23.7	28.2	
宮前区	359	44.3	37.3	24.2	30.9	16.4	22.0	27.3	
区分	回答者数(人)	児童の登下校時の見守りの取組	身近な地域で開催される運動や体操などの取組	その他	特になし	わからない	無回答		
川崎市	25.9	25.0	15.2	1.6	3.1	9.5	2.2		
宮前区	25.6	26.5	14.8	0.8	3.6	9.5	0.8		

問30 あなたは、次のような地域活動やボランティア活動に参加したことがありますか。現在参加しているものも含めてお答えください。(あてはまるものすべてに○)

○宮前区では、「参加したことがない」の割合が44.0%で最も高く、次いで「今は参加していないが条件が整えば参加したい」(18.7%)、「町内会・自治会に関する活動」(17.8%)となっている。

地域活動やボランティア活動への参加状況(複数回答)

単位：%

区分	回答者数(人)	健康づくりに関する活動	高齢者に関する活動	障害児・者に関する活動	子育てに関する活動	医療に関する活動	町内会・自治会に関する活動	社会福祉協議会に関する活動	お祭りやイベントに関する活動	地域安全に関する活動
川崎市	2,450	3.8	4.9	2.6	6.7	1.0	22.0	2.9	16.0	3.3
宮前区	359	3.3	2.8	1.9	4.5	0.6	17.8	2.2	12.5	2.8
区分	回答者数(人)	文化・芸術に関する活動	スポーツ(運動会などを含む)に関する活動	自分のスキル(能力や技能)を活かした活動	オンラインでの活動	その他	今は参加していないが条件が整えば参加したい	参加したことがない	無回答	
川崎市	16.0	3.7	7.3	3.1	0.5	1.7	16.2	41.5	1.5	
宮前区	12.8	2.8	6.7	1.9	0.8	2.2	18.7	44.0	0.3	

《問30で地域活動やボランティア活動に「参加したことがない」と回答した人が対象》

問30-6 あなたが、地域活動やボランティア活動に参加したことがない理由は、どのような理由からですか。(あてはまるものすべてに○)

○宮前区では、「仕事や家事が忙しく時間がない」の割合が54.4%で最も高く、次いで「身近に活動グループや仲間がいない(知らない)」(34.2%)、「きっかけがつかめない」(32.9%)となっている。

地域活動やボランティア活動に参加したことがない理由(複数回答)

単位：%

区 分	回答者数(人)	仕事や家事が忙しく時間がない	きっかけがつかめない	身近に活動グループや仲間がいない(知らない)	健康に自信がない	家族や職場の理解が得られない	興味を持てる活動がない	育児や介護を必要とする家族がいる
川崎市	1,017	53.2	31.0	32.0	10.2	0.4	8.8	7.8
宮前区	158	54.4	32.9	34.2	10.1	0.0	8.9	9.5
区 分	一度はじめてしまうと束されてしまう	行政や事業者が行えばよい	人と接するのが苦手	地域活動やボランティア活動はしたくない	その他	特に理由はない	無回答	
川崎市	17.5	2.3	14.3	5.7	5.0	11.7	1.6	
宮前区	19.0	1.3	13.3	7.6	5.1	6.3	2.5	

《問30で地域活動やボランティア活動に「参加したことがない」と回答した人が対象》

問30-7 あなたは、どのような状況になれば、地域活動やボランティア活動に参加したいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

○宮前区では、「きっかけがあれば」の割合が43.7%と最も高く、次いで「活動する時間ができれば」、「興味を持てる活動があれば」(31.0%)が2番目に高くなっている。

地域活動やボランティア活動に参加できる状況(複数回答)

単位：%

区 分	回答者数(人)	活動する時間ができれば	オンライン等を活用した活動であれば	きっかけがあれば	身近に活動グループや仲間がいれば	体力や健康に自信があれば	家族や職場の理解が得られれば	興味を持てる活動があれば	評価されるようになれば	ボランティア活動に参加していると評価されるようになれば	その他	地域活動やボランティア活動はしたくない	無回答
川崎市	1,017	36.7	4.4	36.5	19.2	15.0	2.4	32.2	2.9	4.2	12.0	7.1	
宮前区	158	31.0	3.2	43.7	15.8	14.6	1.9	31.0	3.8	3.8	10.1	6.3	

問36 大規模な災害が発生すると、地域住民同士で助け合いが重要ですが、普段からどのような活動をする必要があると考えますか。(あてはまるものすべてに○) (新規設問)

○宮前区では、「近所の人と挨拶をする程度に関係をつくっておくこと」の割合が69.4%で最も高く、次いで「地域の避難所を知っておくこと」(66.0%)、「ハザードマップなどで地域の危険な場所を知っておくこと」(56.5%)となっている。

大規模災害発生前に必要な活動(複数回答)

単位：%

区分	回答者数(人)	近所の人と挨拶をする程度に関係をつくっておくこと	避難するのに支援が必要なる人を把握しておくこと	住民同士で家族構成・要介護度などについてある程度知っておくこと	地域で用意している救助資材の内容や管理場所を知っておくこと	地域で用意している救助資材の内容や管理場所を知っておくこと	ハザードマップなどで地域の危険な場所を知っておくこと	地域の避難所を知っておくこと
川崎市	2,450	68.0	27.3	16.4	31.8	59.8	66.6	66.6
宮前区	359	69.4	24.8	17.0	30.1	56.5	66.0	66.0
区分	回答者数(人)	地域で主体的に防災に関する活動を行うこと	防災訓練に参加すること	ボランティア活動への参加	わからない	その他	無回答	
川崎市	11.6	23.6	5.9	5.6	1.2	2.8		
宮前区	12.5	24.5	5.3	5.0	1.1	2.2		

問41 今後、地域福祉を推進するために、市民が取り組むべきこととして、あなたはどのようなことが重要とお考えですか。(あてはまるものすべてに○)

○宮前区では、「家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと」の割合が38.4%で最も高く、次いで「地域での交流などを通して、住民同士の助け合いの意識を向上させること」(34.0%)、「地域で困っていることや自分ができることを知らせる情報が集まる場をつくること」(29.5%)となっている。

今後、地域福祉を推進するために、市民が取り組むべきこと(複数回答)

単位：%

区分	回答者数(人)	家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと	地域での交流などを通して、住民同士の助け合いの意識を向上させること	地域で困っていることや自分ができることを知らせる情報が集まる場をつくること						
川崎市	2,450	18.8	20.9	38.2	32.2	35.6	3.6	9.1	6.6	6.6
宮前区	359	18.7	18.7	34.0	29.5	38.4	3.6	10.0	5.3	5.3

問42 今後、地域福祉を推進するために、行政が取り組むべきこととして、あなたはどのようなことが重要とお考えですか。(あてはまるものすべてに○)

○宮前区では、「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」の割合が49.3%で最も高く、次いで「福祉サービスを適切に利用することができるような評価や内容の情報開示」(39.1%)、「行政からの一元的な情報提供、相談の場づくり」(34.9%)となっている。

今後、地域福祉を推進するために、行政が取り組むべきこと(複数回答)

単位：%

区分	回答者数(人)	市民への意識調査や団体アンケート、聞き取りなどによる地域課題やニーズの把握	行政からの一元的な情報提供、相談の場づくり	ボランティアや地域で活動する地域福祉を担う人材の育成	福祉サービスを適切に利用することができるような評価や内容の情報開示	サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実	地域の課題等を共有する場・機会の提供	ワークショップや地域交流会などによる地域の課題等を共有する場・機会の提供	地域の自主的活動と行政サービスの連携強化	その他	無回答
川崎市	2,065	33.6	36.6	33.8	44.3	49.8	18.5	26.8	3.6	1.4	
宮前区	304	34.2	34.9	30.6	39.1	49.3	15.8	23.4	5.3	0.7	

問44 川崎市では、超高齢社会の到来を見据えて、「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。あなたの「地域包括ケアシステム」の理解度や行動について、あてはまるものをお答えください。(○は1つだけ)

○宮前区では、「地域包括ケアシステムを聞いたことがない」の割合が45.7%で最も高く、次いで「地域包括ケアシステムは、名称を聞いたことがあるが内容は知らない」(29.5%)、「地域包括ケアシステムの内容はおおむね知っているが、そのために自分が何をすればよいかかわからない」(11.7%)となっている。

地域包括ケアシステムの理解度等

単位：%

区分	回答者数(人)	地域包括ケアシステムのことを、そのために自分が何をすればよいかを知っているが、具体的に行動していない	地域包括ケアシステムのことを、そのために自分が何をすればよいかは知っているが、具体的に行動していない	地域包括ケアシステムの内容はおおむね知っているが、そのために自分が何をすればよいかかわからない	地域包括ケアシステムは、名称を聞いたことがあるが内容は知らない	地域包括ケアシステムを聞いたことがない	無回答
川崎市	2,450	1.3	3.6	13.9	25.6	47.7	8.0
宮前区	359	1.4	4.2	11.7	29.5	45.7	7.5

<表紙写真について>

宮前区の自然と地域活動の写真です。宮前区には豊かな自然があり、ご近助で「つながる」様々な地域活動が行われています。

中央 : 平瀬川と桜

上 : 公園体操（宮崎第1公園）

左下 : 宮前区冒険遊び場（らいよん公園プレーパーク）

右下 : コミュニティカフェ（土橋カフェ）

第7期宮前区地域福祉計画

【発行年月】 令和6（2024）年3月

【編集・発行】 川崎市宮前区役所 地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）
地域ケア推進課

〒216-8570 川崎市宮前区宮前平 2-20-5

T E L 044-856-3300

F A X 044-856-3237

E-mail 69keasui@city.kawasaki.jp



第7期宮前区地域福祉計画